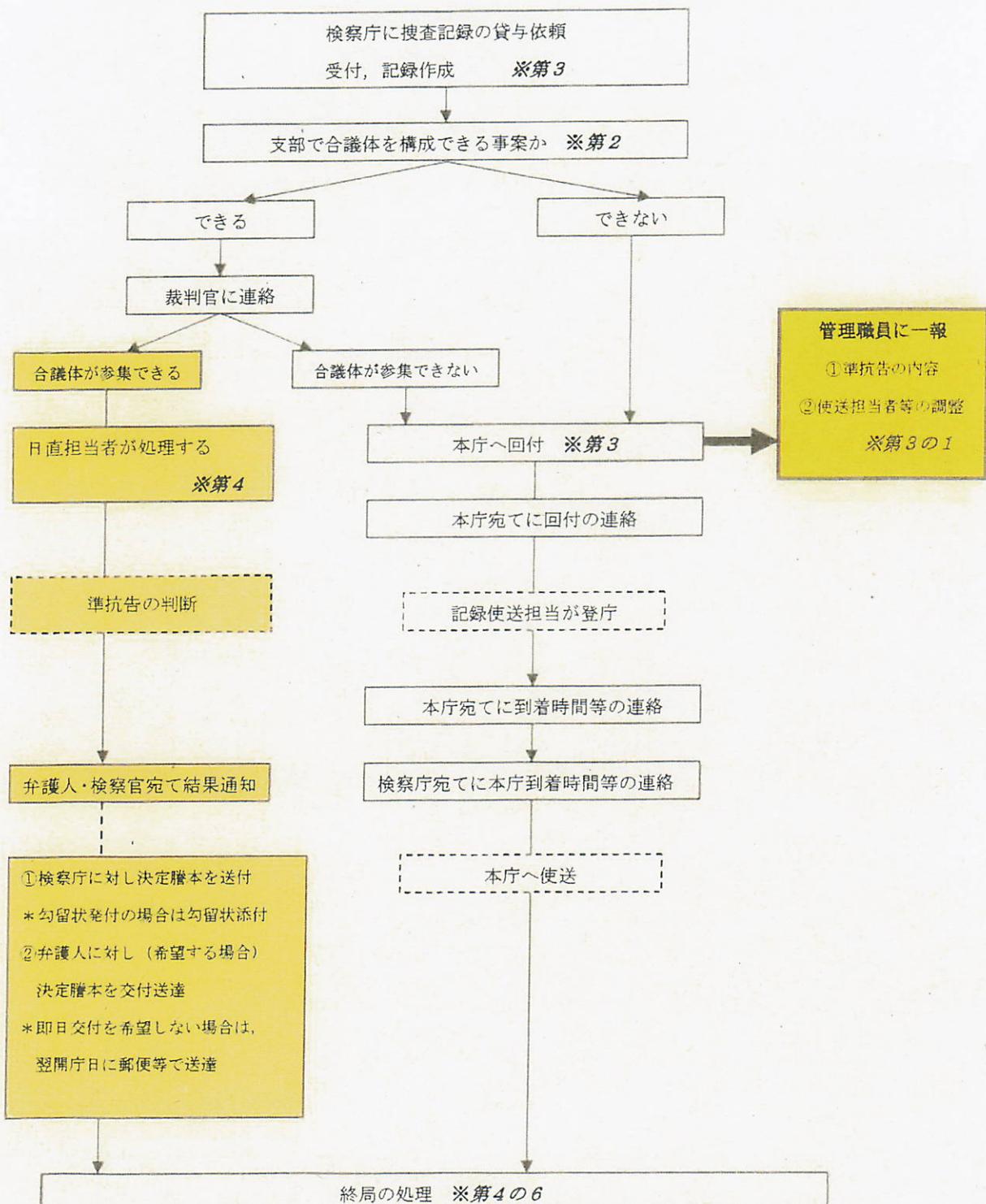


弁護人からの準抗告の申立て処理手順フローチャート

日直で即日処理するケースに該当 ※第1の1



弁護人からの準抗告の申立て処理手順

弁護人申立て事案の多くは、先に被疑者に対してなされた勾留の裁判について、これを不服とするいわゆる「勾留の裁判に対する準抗告」です。

本手順では、勾留の裁判に対する準抗告申立てを前提に処理手順を説明します。

なお、弁護人から「保釈却下に対する準抗告」の申立てがなされた場合は、刑事係で処理を行いますので、主任書記官あるいは刑事係書記官宛てに連絡してください。

また、本手順書の [] を利用する処理は、「[] 早見表」 [] を参照してください。

第1 日直で処理を行う準抗告

準抗告申立てを日直で処理する必要があるのは、原則として次の2つの場合です。

1 弁護人（又は事務員等）が日直室に申立書を持参し、[]

(1) 日直に申立書が持ち込まれた場合は、[]

[] 翌開庁日に処理する場合であっても、申立書に当直受付日付印を押し、刑事係に引き継ぐ。

(2) [] 弁護人の連絡先（携帯電話番号等）を聴取する。

2 封筒に「準抗告申立書在中」と明記された郵便物を受領した場合

申立書一式から即日処理を希望しているか判然としない場合であっても、原則として即日処理を行う。

即日処理

即日処理には、①即日、当庁で合議体を構成して判断行う処理と、②即日、本庁に回付する処理の二つがあります。

②により即日回付した場合であっても、その後、事案の内容から本庁の合議体が即日処理を要しないと判断する事案もあります。そのような場合であっても、当庁は、原則として、即日本庁宛てに記録を使送し、回付の処理を完了させる必要があります。

第2 合議体の構成を検討

申立書の内容を確認し、八日市場支部で合議体を構成できるか、本庁に回付する必要があるかを検討してください。

簡裁判事が判断した勾留は、八日市場支部で合議体を構成することができますが、それ以外の裁判官が判断した勾留であれば、本庁に回付して処理する必要があります。

[] 通常、申立書には勾留日が記載してあるので、この日付から勾留を担当した裁判官（以下「原裁判官」という。）を []

また、平日の勾留担当裁判官は、原則として次のとおり曜日制をとっていますが、
申立書に記載された勾留日等が正しいとは限らないので、正確には、[] で
被疑者名を [] し、①勾留日、②罪名、③勾留担当裁判官を確認します。

1 簡裁判事 [] が判断した事案

→原則として八日市場支部で合議体を構成する。

ただし、合議体を構成する裁判官と連絡が取れない場合（出勤不可の場合）

→本庁に回付

2 簡裁判事以外 [] が判断した事案

→本庁に回付

第3 本庁に回付する場合の処理手順

1 使送担当者等を調整するため管理職員に対して連絡を入れる

速やかに「緊急時等連絡先」[] に記載されている管理職員に電話連絡を入れ、準抗告の申立てがなされたことを伝達し、記録の使送担当者等について指示を仰ぐ。

なお、記録の使送は、原則として、日直担当者以外の者が対応する。

2 受付、立件する

(1) 形式的審査事項を点検し、申立書に受付印を押し、地裁、符号（む）で立件する
(別添 弁護人からの準抗告申立書見本 参照)。

(2) []

3 検察庁から捜査記録を取り寄せる

(1) 千葉地検八日市場支部 [] 宛てに連絡を入れ、準抗告申立てがなさ

れた旨を伝え、当該事件の捜査記録の貸与を依頼する。

(2) 地検職員が出勤している場合は、即時に対応してもらうが、応答がない場合は、
地検統括検務官の携帯電話宛（※ [] にある「勤務時間外における緊急
連絡のための対応について」記載の統括検務官宛に行う。）に連絡を入れ、準抗告
申立てがなされたこと、その内容（被疑者氏名、罪名、勾留日）を伝達し、捜査記
録の貸与をお願いする。

(3) 検察庁から捜査記録が送付されたら、検察庁の帳簿に受領印を押し、記録を借り
受けるとともに、準抗告申立書の写しを交付する

※当庁では、申立書写しを交付することで申立通知に代えているので、申立通知書
を作成する必要はない。)。

4 準抗告の記録を編綴する

(1) []

①表紙（普通紙）、②申立書及び添付書類一式、③裏表紙（厚紙）を編年体で編
綴する。

※裏表紙（厚紙）、綴り紐は [] に保管。

記録の作成に当たっては備付の見本記録を参照する。

(2) 回付記録送付書及び受領書を作成する。

当庁の取扱いでは、準抗告の処理において「回付書」の作成は要しない。

回付記録送付書及び受領書は、[] に保管されているものを利用するか、[] を利用して作成する。

5 本庁当直員に連絡する

(1) 準抗告の申立てを本庁に回付する旨の連絡（勾留日、罪名、何に対する準抗告申立てか）を入れる [] 。

管理職員の日直員が在席する場合は、その者宛てに伝達することが望ましい。

(2) 準抗告申立ての詳細は、申立書一式の写しを本庁当直室宛てに FAX 送信（短縮登録あり）する方法により報告する。

(3) 記録の準備及び使送担当者の調整が整い次第、到着見込時間を連絡する。

6 檢察庁に連絡する

本庁に回付する旨及び記録到着見込時間を連絡するとともに、その後の処理については、千葉地裁本庁当直員との間で調整してもらうようお願いする。

7 原裁判官に申立て通知を行う

準抗告申立書写しを原裁判官に交付する方法により通知する（原裁判官不在時は、机上に配布）。通知したことを申立書の余白に付記する。

8 終局結果を []

第4 八日市場支部で準抗告を処理する場合の手順

簡裁判事が判断した事案であり、地裁裁判官がいずれも登庁できることが確認できた場合、日直担当者は、前記第3の2から4までを行い、速やかに処理ができるよう準備を進めてください。

なお、準抗告の判断は、千葉地方裁判所八日市場支部名義で行うことから、以下の処理については、いずれも地裁名義で行うことに留意してください。

1 準備

裁判官が登庁したら、準抗告申立書一式及び検査記録を交付し、決定書草稿の起案を待つ。

2 決定書起案

決定書草稿の形式的記載事項及び誤字脱字等を確認し、決裁を得る。

3 決定書謄本作成

決定書謄本用の写しの交付を受け、謄本を作成する。

職務上、地裁用職印を管理していない職員は、刑事係用の職印を利用して謄本を作成する。

※職印の保管場所は、[REDACTED]
契印機を利用する場合は、刑事係備品を利用することができます。

4 檢察庁に対する通知

検察官に対しては、終局結果を電話連絡し、決定書謄本（1通）を[REDACTED]
の「事件関係送付簿（休日用）」を利用して、捜査記録とともに検察庁に送付する。

5 弁護人に対する通知

弁護人に対しては、把握している連絡先に電話を入れ、終局結果を伝達する。
連絡先に電話がつながらず、かつ、携帯電話などの緊急連絡先が分からぬ場合は、
翌開庁日に刑事係が行うので、メモなどの方法でその旨を引き継ぐ。
決定謄本の送達について、弁護人が希望する場合は、交付送達報告書を利用して交付
送達するが、特段希望がない場合は、翌開庁日に刑事係が送達するので、日直用引
継箱に入れてその旨を引き継ぐ。

6 終局処理

- (1) [REDACTED]
- (2) 被疑者宛ての決定書謄本は、翌開庁日に刑事係において送達するので、謄本（1
通）を作成し、一件記録とともに日直用引継箱に保管する。

弁護人からの準抗告申立書見本

準抗告申立書

平成28年2月27日

千葉地方裁判所八日市場支部 御中

② 被告人 甲 野 次 郎
弁護人 乙 川 一 郎 ④

弁護人は、被告人に対する傷害被疑事件について、八日市場簡易裁判所裁判官乙川一子が平成28年2月26日になした勾留の裁判に対し、準抗告の申立てをする。③ ③ ③

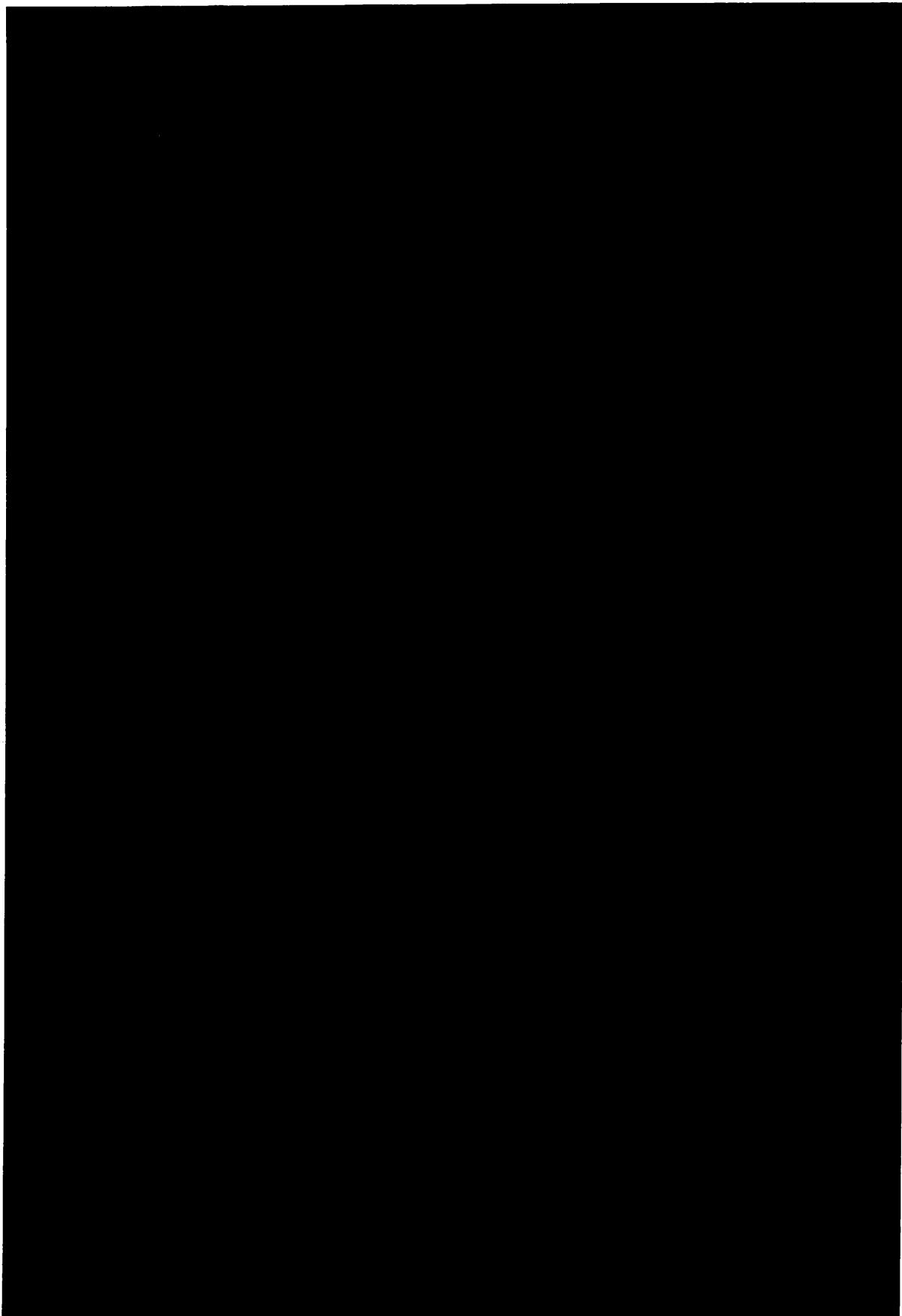
第1 申立ての趣旨
1 原裁判を取り消す
2 検察官の勾留請求を却下する
との裁判を求める。

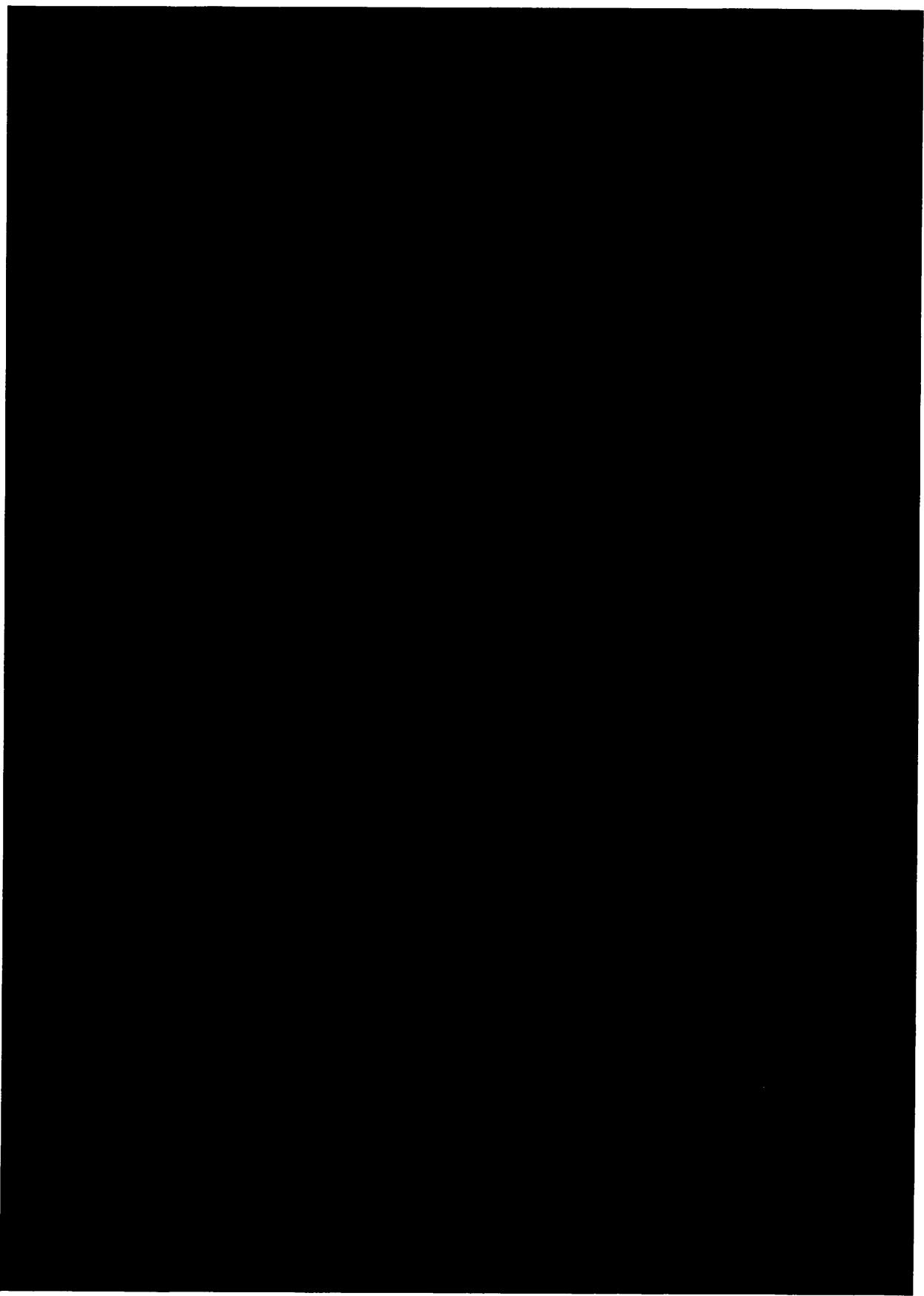
第2 申立ての理由
1 「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」の不存在
(以下省略)

④ 地裁
むで立件

即日原裁判官及び検察官に
通知済 裁判所書記官き

- ①宛名が地裁支部になっていることを確認
- ②申立て資格者（弁護人）であることを確認
- ③罪名、原裁判官（裁判官名が記載されていないこともある）、勾留日、何に対する準抗告申立てかを確認→ [REDACTED]
- ④地裁「む」で立件
- ⑤原裁判官と検察官に通知したことを見付記
(原裁判官が不在の場合は申立書写しを机上配布)





平成 28 年 2 月 27 日

回付記録送付書

千葉地方裁判所 御中

日直用地裁職印がない
ので、認印でよい。

千葉地方裁判所八日市場支部

裁判所書記官 日 直 担 当 

事 件 番 号	平成 28 年 (む) 第 1201 号
事 件 名	勾留の裁判 に対する準抗告申立
請 求 者	弁護人・検察官 乙 川 一 郎
記 錄 冊 数	1 件記録全 1 冊 (捜査記録 1 冊添付)
備 考	

受 領 書

事件番号	平成28年(む)第1201号
事件名	勾留の裁判に対する準抗告申立
請求者	弁護人・検察官 乙川一郎
記録冊数	1件記録全1冊(捜査記録1冊添付)

上記事件記録を受領しました。

平成 年 月 日

千葉地方裁判所

裁判所書記官

千葉地方裁判所八日市場支部

裁判所書記官 殿



見本記録

千葉地方裁判所八日市場支部

裁 判 官		書記官		係	
受理年月日 事件番号	28・2・27 平成28年(む)第1201号				
事 件 名	勾留の裁判に対する準抗告				
請求者等	乙川一郎				
被請求者等	被請求者等欄は手書きで被疑者 氏名を記載してください。 被疑者 甲野次郎				
弁護人等					
検察官					
原裁判官					
基本事件	28・2・26 受理 八日市場簡易裁判所 平成28年(る)第4号 傷害				
備 考					
保 存	始 期	年 月 日	終 期	年 月 日	



準抗告申立書



平成28年2月27日

千葉地方裁判所八日市場支部 御中



② 被疑者 甲野次郎
弁護人 乙川一郎 ㊞

弁護人は、被疑者に対する傷害被疑事件について、八日市場簡易裁判所裁判官乙田一子が平成28年2月26日になした勾留の裁判に対し、準抗告の申立てをする。



第1 申立ての趣旨

- 1 原裁判を取り消す
 - 2 檢察官の勾留請求を却下する
- との裁判を求める。

第2 申立ての理由

- 1 「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」の不存在
- (以下省略)



即日原裁判官及び検察官に
通知済 裁判所書記官 ㊞

平成30.8.3 地裁庶務課長メモ

【重要】休日における準抗告事件の記録使送について

休日に準抗告の申立がされ、休日の間に本庁当直室へ事件記録を使送すことになった場合には、事前に千葉地裁総務課長から旅行命令の口頭発令を受ける必要があります。

記録使送をする職員は、本庁の当直職員に対して、①今から準抗告記録を持参するために出発すること、②本庁の当直職員から地裁総務課長（または緊急連絡網記載の総務課職員）に対して、「八日市場支部に準抗告があり、本日同事件が八日市場支部から千葉地裁本庁に回付になったこと、同記録は本日本庁当直に持参される予定であること、前記事情から、八日市場支部の使送職員〇〇〇〇に対し、刑事事件における準抗告記録の記録使送の旅行命令の口頭発令をされたい。」との伝言をするよう依頼してください。

記録使送をする職員は、
[REDACTED]

出発してください。なお、本庁当直職員に対して、上記連絡をしたこと、連絡した時刻等のメモを残してください。

(平成30年8月3日千葉地裁総務課庶務係長回答)

平成28年7月28日

刑事訟廷管理官 殿

庶務課長 殿 (松戸, 佐倉, 一宮, 佐原, 銚子, 東金を除く。)

千葉地方裁判所刑事首席書記官 田 島 克 彦

準抗告事件記録使送における超過勤務の証明について (事務連絡)

緊急に処理する必要のある準抗告事件の記録の使送のために、超過勤務を命ぜられ、当庁刑事訟廷事務室（当直室を含む。）又は管内支部に出張した職員についての勤務時間の証明方法は、下記のとおりです。

記

1 刑事訟廷事件係に準抗告事件記録を持参する場合

刑事訟廷管理官又は事件係長は、別紙の記録受領書に準抗告事件記録を受領した日時等を記載し、同受領書下部のカッコ内に押印又は署名の上、使送した職員に交付する。

2 地方裁判所本庁当直室に準抗告事件記録を持参する場合

当直の書記官は、前項に記載した方法により、別紙の記録受領書を使送した職員に交付する。

3 木更津支部に準抗告事件記録を持参する場合

庶務課長又は主任書記官は、第1項に記載した方法により、別紙の記録受領書を使送した職員に交付する。

(別紙)

記録受領書

貴院（□八日市場支部・簡裁、□木更津支部・簡裁、□市川簡裁、
□ 令和 年 月 日付けの決定
(□勾留、□勾留却下、□保釈許可、□保釈却下、□)に
に対する準抗告申立にかかる一件記録等については、令和 年
月 日午後 時 分に受領しました。

□千葉地方裁判所刑事訟廷事務室 ()
□千葉地方裁判所当直事務室 ()
□ 裁判所 係 ()

※ 受領書作成者は、() 内に押印又は署名をしてください。